



このマークを 知っていますか？

喫煙可能エリアには20歳未満の方は入れません



以下のような場合でも**ダメ**です！
「親が家で吸っているから…」
「親が良いと言っているから…」
「時間によって禁煙にしているから…」
「アルバイトだから…」

- 望まない受動喫煙を防止するため、周囲の方への配慮をお願いいたします。
- 2020年4月に施行された改正健康増進法上、
飲食店・事業所は**原則屋内禁煙**です。



埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」

問合せ先

埼玉県草加保健所 保健予防推進担当
☎ 048-925-1551(平日8:30~17:15)
✉ q2515513@pref.saitama.lg.jp



埼玉県マスコット「さいたまっち&コバトン」

飲食店・事業所の皆様
屋内禁煙にしていますか？
原則は屋内禁煙です！

原則		<h2>屋内禁煙</h2>
喫煙のみ可		<h3>喫煙専用室の設置</h3> <p>店内の一部分に喫煙だけをするための部屋を作る (喫煙専用室への20歳未満の立入は禁止)</p>
飲食可		<h3>加熱式たばこ専用喫煙室の設置</h3> <p>店内の一部分(壁・ドアで仕切られた部分)に 加熱式たばこのみ喫煙しながら飲食可能な部屋を作る (加熱式たばこ専用喫煙室への20歳未満の立入は禁止)</p>
飲食可		<h3>喫煙可能室(店)の設置</h3> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">経過措置</div> <p>店内の一部分または全部を喫煙可能な部屋にする (※下記①～④のすべての要件を満たす場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 2020年4月1日時点で、営業している店舗 ② (法人の場合)資本金または出資金の総額5000万円以下 ③ 客席面積が100㎡以下 ④ (同居家族等を除く)従業員がいない場合、またはすべての従業員から喫煙可能室設置の飲食店での勤務について書面で承諾を得ている場合

喫煙可能室(店)を設置する場合・・・

- 喫煙可能エリアには**20歳未満の立入は禁止**となります。
- 入口の見やすいところに**標識の掲示**が必要です。
- 必要書類の保存、従業員からの承諾書の取得**が必要です。
- 保健所への提出書類**があります。

標識の例▶

